

1 「都留市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例」骨子案について

(1) 制定する条例

(仮称) 都留市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例 (案)

(2) 条例の案の概要

本条例は、介護保険法第115条の24第1項及び第2項に基づき、これまで厚生労働省令で定められていた「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準」を本市が定めるために制定する条例です。

①省令等に従うべき基準

基準の類型	項 目
従うべき基準	<p>ア 介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者及びその員数</li> <li>・管理者</li> </ul> <p>イ 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・サービス提供拒否の禁止</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul> <p>ウ 申請者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人であること</li> </ul>
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準</li> </ul>

②本市独自の基準

項 目	省令（国の基準）の内容	本市が条例に定める内容
ア 記録の整備	記録の保存期間は2年間	記録の保存期間は5年間

(理由)

事業者が不適正な介護報酬を受け取った場合、市の返還請求権は、地方自治法の規定により期限が5年間と定められており、国の基準である2年間の保存では、返還請求時に検証すべき記録が存在しないおそれがあるため。

項 目	省令（国の基準）の内容	本市が条例に定める内容
イ 暴力団の排除	規定なし	指定介護予防支援事業者は、役員等が都留市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

(理由)

本市では、暴力団の排除に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより暴力団の排除を推進し、もって市民の安全かつ平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、都留市暴力団排除条例を制定していることから、該当内容を条例に定める必要があるため。

(3) 条例の案を立案する際に整理した論点

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」は、介護予防支援が適切に行われるよう定められたものであり、本市においては、この基準により介護予防支援事業が適切に運営されています。

また、介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準の質の確保がなされていることから、基本的には国の基準と同一の基準を条例に定めた上で、上記(2)②のとおり、本市独自の基準を設けることとします。

(4) 市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

(5) 施行日

平成27年4月1日（予定）